

中小企業信用保険法 第2条第5項4号 認定条件・必要書類等について

【対象中小企業者】

1. 法人の本店登記場所（個人事業者は主たる事業所）が武雄市であること（個人事業者で、代表者住所が武雄市外で事業所住所が武雄市内の場合は可）
2. 令和元年8月豪雨災害の発生に起因して、当該豪雨の影響を受けた後、最近1ヶ月の売上高等が令和元年8月豪雨災害発生直前の同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が災害等発生直前の同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

【提出書類】

<input type="checkbox"/> 1 認定申請書
<input type="checkbox"/> 2 月別売上表 ※
<input type="checkbox"/> 3 月別売上表における最近1ヶ月及び令和元年8月豪雨災害発生直前の同月とその後2ヶ月の売上高が分かる資料（月別試算表、売上台帳、売上明細書、確定申告書等）
<input type="checkbox"/> 4 委任状（金融機関等による代理申請により提出する場合）

※月別売上表は、最近12カ月と豪雨災害前の比較対象同月とその後2か月を含む12カ月のみの記載で可。

【注意事項・その他】

- 提出した書類は返却いたしませんのでご注意ください。
- 後日、書類の追加提出をお願いする場合があります。
- 書類の不足、その他の諸条件により認定が受けられない場合があります。
- 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会における金融上の審査があります。

【認定窓口・お問い合わせ先】 武雄市 商工観光課

〒843-8639 武雄市武雄町昭和12-10 武雄市役所3F

電話番号：0954-23-9237 FAX：0954-23-3816